

ADRの現場から

193

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことだ。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル例を紹介する。

不動産に関するトラブルには、自然との兼ね合いで発生するものもあります。例えば、日照に関するトラブルや大雨に由来する湿気から発生するカビトラブルがそれに当たります。今回は、自然由来のトラブルの中でも、「雑草」に関するものを紹介します。

①に関しては、雑草が生い茂ることによってパネルに当たる日照が遮られ、発電量が減少してトラブルになることがあります。更に草があることによって昆虫や鳥類が集ま

日本不動産仲裁機構

り、パネル汚れが発生して発電量が減少してしまった。A氏と農家はトラブル解決のための話し合いの場を持ちましたが、ここで農家側が除草剤による子供への健康被害の設備にからみついで障害を引き起こしてしまったということもあります。これらによって事業者にクレームが入ってしまうと、もちろん契約内容にもよりますが、対応をしなければならなくななります。そこで取る対策としては「砂利の敷き詰め」や「コンクリート舗装」などがありますが、注意が必要なのが「除草剤の散布」です。

除草剤散布は1回当たりのコストを抑えることはできますが、これが先に紹介した②太陽光発電オーナーと近隣住民のトラブル一に分けることができます。

①に関しては、太陽光発電事業者は人件費のかかる人の手による定期除草を実施することになったのです。

ここでは自然と太陽光発電事業者と太陽光発電オーナーと近隣住民のトラブルについて、トラブルであるカビトラブルは、賃貸物件で発生するとトラブルは人為的に発生するトラブルは、居者とオーナー間のトラブルとなります。不動産に関するトラブルは、想定できるものは未然に防ぐための手を打つことが大切です。

資格・総合

自然由来の不動産トラブル事例